

# 韓国の知的財産事情

JETROソウルセンター副所長

中田 誠

## 1. はじめに

私は、2006年7月にJETROソウルセンターに赴任し、知的財産権担当として韓国の知的財産制度・運用に関する調査や模倣対策関連の業務などを行っています。

今回は、特技懇から機会をいただき、韓国の産業財産制度や韓国特許庁の動向等について紹介したいと思います。

## 2. 韓国の産業財産制度

韓国の産業財産制度は日本の制度と非常によく似ています。したがって、読者の皆様に韓国の制度を紹介するには、日本の制度との相違点を列挙していくのが最も手取り早い方法だと思われるので、以下、日本の制度との相違点に着目しながら、韓国の産業財産制度の概要を説明します。

### (1) 特許法・実用新案法

2006年3月3日に改正特許法及び実用新案法が公布されました。主要改正内容は、次のとおりです。

#### 特許法

新規性喪失の例外規定の緩和（30条1項）

出願前6ヶ月以内に行われた出願人による全ての公知行為に対して新規性喪失の例外を認める。

拒絶又は放棄された出願の先願の地位の喪失（36条4項）

出願公開前に拒絶決定又は放棄された出願は、初

めからなかったものとみなす。

世界公知公用（29条1項1号）

外国で公知・公用となった技術についても先行技術として認める。

二重出願制度の廃止及び変更出願制度の導入（53条）

特許及び実用新案の間の二重出願を廃止し、特許出願及び実用新案出願の間での変更出願を認める。

無効審判請求人の範囲の拡大（133条1項ただし書き）

登録公告日後3ヶ月間は何人も無効審判請求を可能とする。

異議申立制度の廃止

異議申立制度を廃止して無効審判制度に統合する。

#### 実用新案法

無審査登録制度の廃止と審査制度の導入

基礎的要件のみを審査していた制度を廃止し、特許と同様に実体審査を経て登録するよう改める。

今回の改正により特許法は更に日本の制度に近づいたといえます。また、実用新案法は以前採用されていた審査主義に戻ったこととなりますが、この改正の背景には韓国の特許審査期間の短縮により、無審査登録による早期権利化のメリットよりも不安定な権利が発生するというデメリットの方が顕著になってきたことがあげられます。

これらの改正項目は、異議申立制度の廃止が2007年7月1日より施行されることを除き、既に施行されています。

図1は、現行の特許制度における出願から権利取得までの手順をフローチャートで表したものです。日本と

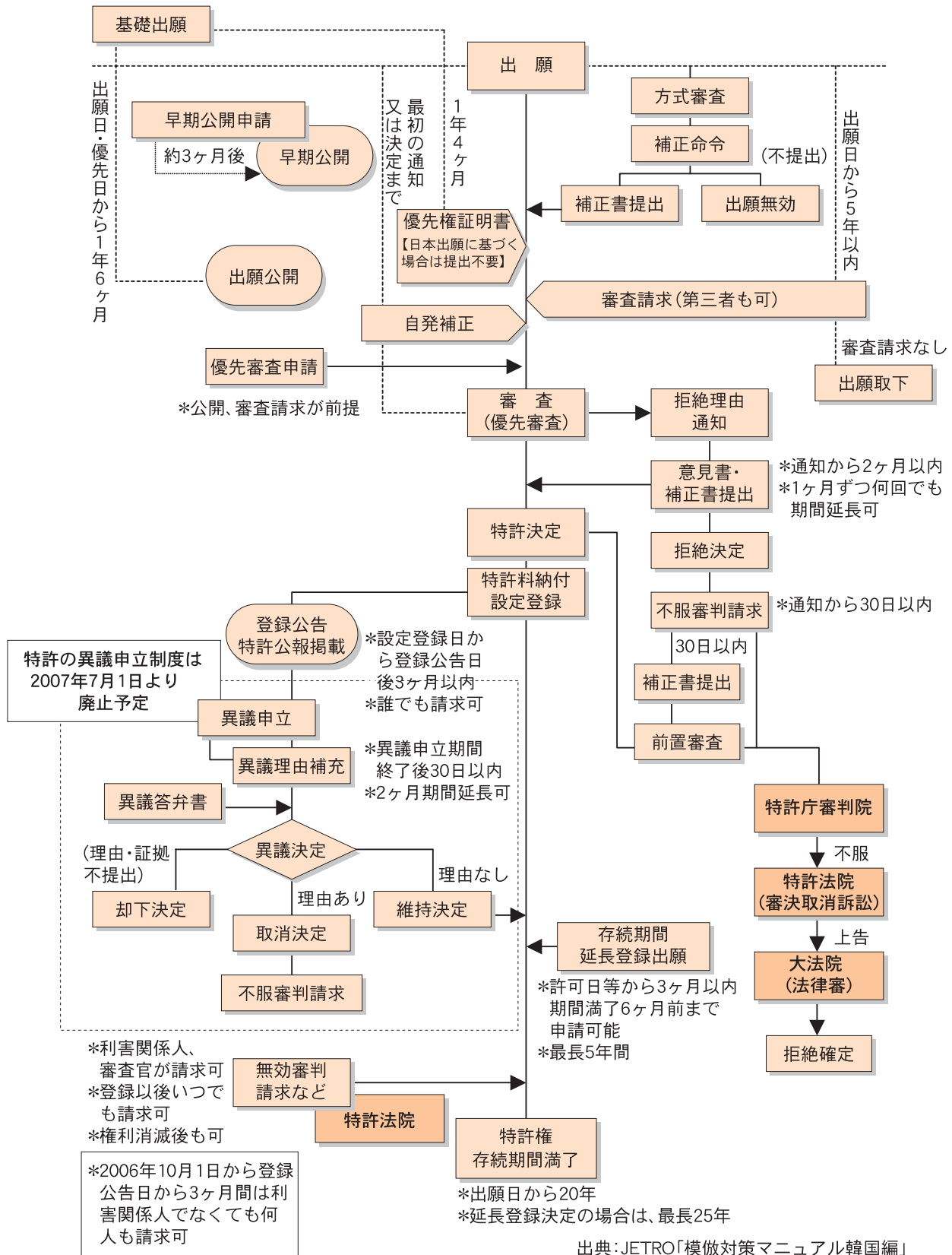


図1 特許出願から権利取得まで

の相違点は、外国語出願が認められていないこと、審査請求期間が5年であること、優先審査の対象が日本の優先審査、早期審査と異なることなどです。韓国の優先審査の対象となる出願は、防衛産業分野の特許出願、公害防止に有用な特許出願、輸出促進に直接関連した特許出願、国家又は地方自治体の職務に関する特許出願、ベンチャー企業の特許出願、国家の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果物に関する特許出願、条約による優先権主張の基礎になる特許出願、特許出願人が出願された発明を実施しているか、又は実施準備中である特許出願、電子取引と直接関連した特許出願、です。日本の早期審査のように外国関連出願全てを対象としていないため、日韓審査ハイウェイの実施準備として、日本で登録された出願については優先審査の対象とするよう大統領令（特許法施行令）の改正を進めています。

審判制度に関しては、特許無効審判、拒絶決定（査定）不服審判、訂正審判に加えて、日本にはない制度として通常実施権許与審判及び権利範囲確認審判があります。

通常実施権許与審判とは、利用関係の特許について他の特許の権利者の許諾が得られなかった場合に、自己の特許発明の実施に必要な範囲内で通常実施権の許諾を求める審判です。

権利範囲確認審判とは、日本の判定制度と類似するもので、イ号発明が特許権の権利範囲に含まれるか否かに関する確認を求める審判です。日本の判定制度との違いは一事不再理の原則が適用され、審決が確定すれば、第三者は同一事実及び同一証拠によっては審判請求できないという対世的効果が発生することです。また、審決に不服があれば、日本の知財高裁に相当する特許法院、最高裁に相当する大法院に提訴することができます。しかし、審決は侵害訴訟における法院の判断を拘束できません。

権利範囲確認審判は日本の判定制度と異なり、特許侵害事件において非常によく利用されています。韓国では、特許法院は審決取消訴訟のみを取り扱っており、侵害訴訟は、全国の地方法院 - 高等法院 - 大法院で取り扱われていますが、韓国特許庁から地方法院への技術審理官（調査官）の向向は、ソウル地方法院のみで他の法院は技術的な専門能力に欠けます。したがって、

侵害訴訟では権利範囲確認審判の結果が尊重され、結果として多くの侵害事件において権利範囲確認審判が請求されています。

図2は、現行の実用新案制度における出願から権利取得までの手順をフローチャートで表したものです。審査後登録制度に戻ったので、基本的には特許の手続と同様です。権利期間が出願日から10年である点、審査請求期間が3年である点が特許と異なる点です。

## （2）デザイン保護法（意匠法）

韓国の意匠法は、「意匠」という用語が一般に馴染みがなく分かり難いことから、2005年7月に「デザイン保護法」と名称が改められました。

図3は、デザイン保護制度における出願から権利取得までの手順をフローチャートで表したものです。

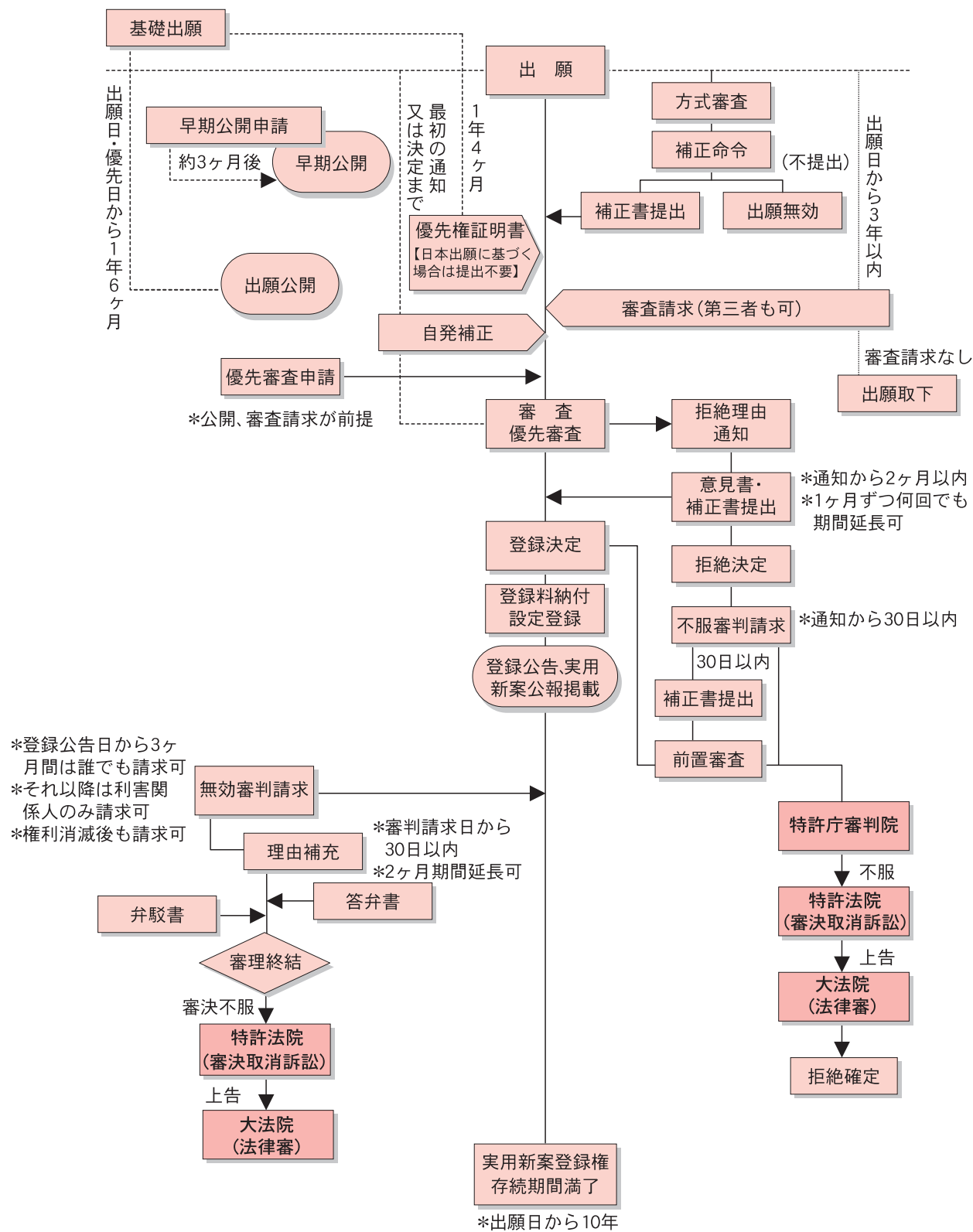
日本との相違点は、一部の物品に対しては無審査登録制度を採用していること、類似デザイン制度を有すること、申請により出願公開が可能なこと、特許・実用新案との出願変更が認められていないこと、権利期間が設定登録日から15年であることなどです。

無審査登録制度の対象となるのは、流行性が強くライフサイクルが短い物品で、大分類B1（衣服等）、C1（寝具、カーテン等）、F3（事務用紙、チラシ等）、F4（包装紙、ラベル、包装容器等）、M1（織物紙、壁紙等）が該当します。また、無審査登録出願においては、物品区分上同じ大分類に属する物品については20個以内のデザインを1出願とすることができる複数デザイン登録出願が認められています。無審査登録されたデザインについては、設定登録日から登録公告後3ヶ月間は何人も異議申立ができます。

類似デザイン制度は、日本の旧法の類似意匠制度と同様の制度です。自らの登録デザイン又は登録出願したデザインにのみ類似するデザインについて類似デザインとして登録を受けることができます。類似デザインは登録されるとその基本となるデザインのデザイン権と合体されます。

デザイン登録出願人は、自己の出願に対し公開請求ができます。公開後は補償金請求権が発生します。

また、出願公開されたデザイン登録出願に対しては優先審査の請求が可能です。



出典: JETRO「模倣対策マニュアル韓国編」

図2 実用新案登録出願から権利取得まで



### (3) 商標法

図4は、商標制度における出願から権利取得までの手続をフローチャートで表したものです。

日本との相違点は、先登録商標等との類似判断時点が出願時であること、先使用权・中用権が認められないこと、業務標章制度があること、防衛商標制度がないこと、出願変更が商標とサービスマーク間でのみ認められること、登録前異議申立制度を採用していること、不使用取消審判の請求人が利害関係人に限定されることなどです。

先登録商標等との類似判断時期が後願の出願時となっているため、例えば不使用取消審判により先登録商標が取り消されても後願の拒絶理由は解消せず再出願をする必要があります。

業務標章とは、営利を目的としない業務を営む者が、その業務を表象するために使用する標章です。業務標章に対しては、商標法で特に規定したことを除いては商標に関する規定が適用されます。

変更出願については、商標とサービスマーク間でのみ認められ、商標又はサービスマークと団体標章、業務標章相互間の出願変更は認められません。

### (4) 制度改正の動向

本年3月の特許法・実用新案法の改正に続き、産業財産権四法の改正が2007年7月の施行を目指して推し進められています。改正案の主要内容は以下のとおりです。

#### 特許法・実用新案法

##### 特許請求の範囲の提出猶予制度の導入

特許請求の範囲の作成に必要な時間的余裕を与えるため、特許請求の範囲の提出を出願公開までを限度として審査請求時まで猶予する。

##### 発明の詳細な説明の記載要件の緩和

近年の技術の多様化、複雑化により、発明の目的、構成、効果の記載を義務付けている現行の記載要件に合致しない発明が生じていることから、最も適切な表現手段により記載できるよう記載要件を緩和する。

#### 商標法

##### 保護対象の拡大

ホログラム商標、動作商標、色彩商標などの視覚的

に認識可能な非典型的商標にも保護対象を拡大する。  
模倣商標の登録防止

国内又は外国の模倣対象商標が周知・著名商標ではなく、「ある程度知られた商標」である場合にもこれを模倣した商標が登録されないようにし、万一模倣商標が登録されても当該商標を先に使用した者は継続して使用できるようにする。

#### デザイン保護法

##### 無審査登録制度の改善

無審査登録出願されたデザインが国内で広く知られた形象や模様などから容易に創作できる場合には、拒絶決定できるようにし無審査登録の安定性を高める。

## 3. 韓国特許庁の最近の動向

### (1) 「知的財産強国実現のための推進戦略及び課題」の策定

韓国特許庁は、2005年10月に知的財産政策が中・長期的に向かうべき方向と戦略を提示した「知的財産強国実現のための推進戦略及び課題」を発表しました。これは、90年代以降、既存の成長戦略が限界に達し、技術貿易収支の赤字が続くなど先進外国技術への依存が続く中、今後の国内外の環境と知的基盤経済の動向を予測し、韓国が知的財産強国へと飛躍するために推進すべき戦略と課題を提示したものです。韓国特許庁は、この計画を通じて「世界最高水準の知的財産強国実現」を長期的ビジョンとしつつ、韓国が2007年までに世界6大知的財産強国の地位を確保し、10年後の2015年までに世界4位の知的財産強国に飛躍できるよう企図しています。

このビジョンの実現のために韓国特許庁は、「優れた基盤特許の創出及び最高品質の審査システムの構築」などの5大課題と、「特許情報の活用強化を通じた国家R&D（研究開発）投資の効率性向上」など11の中課題を設定し、これを47項目の細部実践課題として具体化しています。

「知的財産強国実現のための推進戦略及び課題」の主要内容は次のとおりです。

情報活用強化を通じた国家R&D投資の効率性を高める。

・ 国家R&D事業の企画段階において、特許動向調査

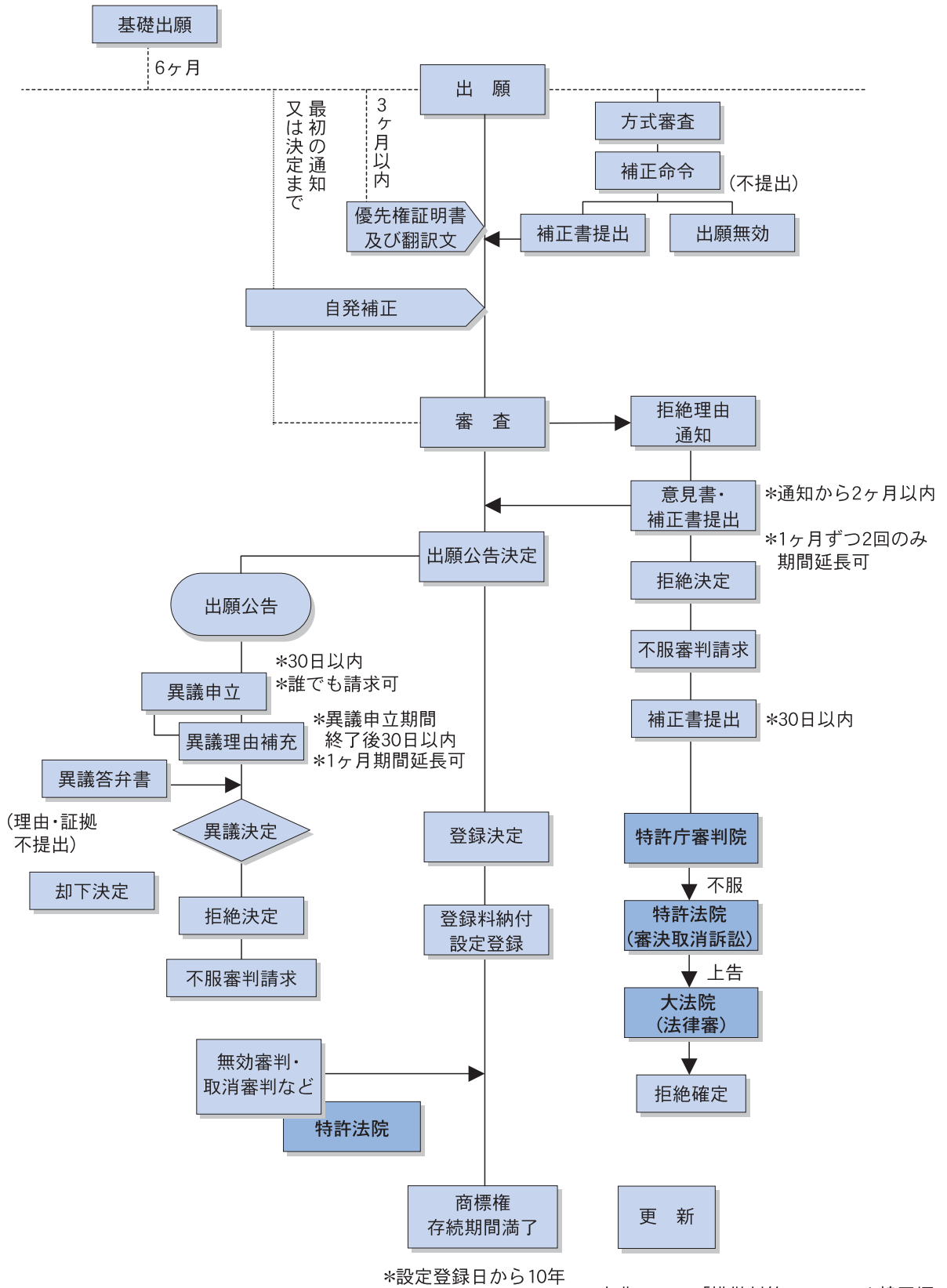


図4 商標出願から権利取得まで

事業を全省庁で実施するようにし、国家R&D事業課題選定時の先行技術調査を制度化する。

・国家R&D事業の成果評価時に特許関連指標を活用する評価システムを構築し、このために特許指標を開発・普及する。

大学及び公共の知的財産戦略経営支援を強化する。

・R&D企画及び課題選定、技術開発、権利化、事後管理など国家R&Dの全プロセスにおいて「トータル知財権総合サービス」を提供する。

・特許管理アドバイザーの派遣、審査官メンタリング（Mentoring）サービスの実施、特許管理諸規定標準案の作成・普及など大学の特許管理能力強化を支援する。

良質で強力な特許を付与するために審査・審判システムを改善する。

・裁判所など関連機関との情報共有システムを構築し、優先審査対象制限廃止施策を積極推進する。

・先行技術専門調査機関間の競争体制拡大、機関別品質点数制の導入などを通じて先行技術調査アウトソーシングの品質を高める。

知的財産の保護範囲を拡大し、紛争解決制度を改善する。

・有名人のパブリシティ権保護制度の導入など、新知的財産権に対する保護を拡大する。

・デザイン無審査登録対象品の拡大、デザイン審査データベース資料の公開など、デザイン審査制度を改善する。

・特許訴訟の特許法院管轄の移転、弁護士と技術専門家である弁理士の共同代理など知的財産関連司法制度を改善する。

技術と市場の変化に伴う知的財産権制度の改善を推進する。

・異議申立制度の無効審判制度への統合、実用新案先登録制度の審査後登録制度への転換、商標法制上の使用主義要素の強化などを推進する。

知的財産権執行の実効性を高め、海外での侵害への対応を強化する。

・特許庁偽造商品取締公務員の司法警察権を確保し、偽造品に対する通報報奨金制度を実施することで知財権執行業務の実効性を高める。

・専門弁理士制度の導入など弁理士業務の専門化を推進する。

・主要侵害国への特許官派遣の拡大、汎政府的知財権ポータルサイトの構築など海外における韓国企業の知財権保護を強化する方策を準備する。

・政府R&D課題の事前特許分析の義務化、国別特許紛争マップの作成と普及、特許紛争関連総合コンサルティングサービスの提供など、企業の特許紛争予防を積極的に支援する。

国際機関及び2国間・多国間の積極的な協力を推進する。

・APECのTILT基金を利用したAPEC支援事業を発掘・推進し、Korea Trust Fund事業を通じて発明振興などの対開発途上国支援事業を積極的に推進する。

・日韓中の3カ国間における特許審査ハイウェイ制度（Patent Fast-Track Examination）を早期に構築するとともに、南北間特許制度の統一化を推進する。

・WIPO、APECなどとの知財権情報化及び教育分野の協力を強化する。

優れた特許技術を創出するための基盤を作る。

・第7次教育課程改正時に発明に関連した個別教科に発明教育内容を反映させるなど、学生の発明教育を活性化するとともに、女性でも発明に親しみやすい社会的要件を造成する。

・社会全般の知的財産権創出能力を高めるために「知的財産人材総合計画」を樹立する。

優れた特許技術の移転及び事業化を促進する。

・特許技術価値評価支援対象を拡大し、評価機関と金融機関を連係させて技術価値評価による資金支援を誘導する。

・特許技術事業化協議会を通じた事業化支援を拡大し、公共技術の活用を活性化する。

地域知的財産活動を活性化させる基盤を構築する。

・コンサルティング、アイデア発掘などのために知財権専門家を中心に地域知財権サポーターを構成・運営する。

・地域特産物の名称の地理的表示団体標章権利化を支援し、特許情報総合コンサルティング事業を拡大実施する。

特許行政の力量を強化する。

・特許庁の組織を責任運営機関へと転換し、これを成功的に運営するなど徹底した成果主義による企業型政府組織を構築する。



- ・特許管理特別会計運営の健全化を図り、安定的財源の確保を保障するとともに、出願人の負担を減らすよう特許手数料体系を改善する。
- ・知的財産政策の調整・総括委員会構築方針の策定、需要者及び政策中心の知的財産統計管理など政府全体として国の知的財産政策機能を強化する。

上記中・長期計画の幾つかの項目は、法律改正などを含め既に実施されていますので、そのうちの主な項目について紹介します。

## (2) 大学及び公共研究機関の知的財産力量の強化

韓国特許庁は、大学及び公共研究機関の特許出願シェアが5.3%にすぎず、大学の研究開発費対比技術料収入が米国の1/20に止まっており研究生産性が低いこと、特許管理や技術移転の担当者が1機関当たり平均0.5人と少ないことから、今年4月に「大学及び公共研究機関の知的財産力量強化のための総合推進計画」を策定しました。

具体的には、R&D効率化及び特許情報の活用を定着させるために、国内主要大学の重点研究分野における詳細な特許マップを作成するとともに、「R&D特許センター」を設置して、国家R&D事業に従事する研究者のための知的財産権に係る相談及び教育サービスを提供しています。さらに、今年2月から全国10大学に特許管理アドバイザーを派遣して知的財産管理体制の樹立や民間への技術移転の促進を図っています。今年上半期には50件の技術移転を通じて16億ウォン(1億9千万円)の技術料収入を得ています。

## (3) 全国16大学で特許教科目を開設

従来韓国では、大学での特許教育は法科大学における特許法などの法律理論を中心に成り立っており、企業や研究機関で特許業務を遂行するには限界がある一方、実際に特許教育が必要な理工系大学生のための教育課程は殆どない状況でした。

そこで、韓国特許庁は今年から全国16の理工系大学で特許関連の正規教科目を開設しました。開設された教科目は、企業や研究現場で必要となる特許情報検索、特許情報分析などの実務教育を中心に編成されており、講

義を受講した大学生たちが将来研究現場に投入された際に大いに役立つ内容となっています。

韓国特許庁は今年中に、特許教科目を開設する大学を更に拡大する予定です。

## (4) 偽造商品申告報奨金制度の実施

韓国特許庁は、検察、警察及び地方自治体と合同で模倣品の取締りを行っていますが、模倣品の流通が絶えない状況の中、対策を強化し今年1月より「偽造商品申告報奨金制度」を実施しています。

申告の対象となる違反行為は、商標法93条の規定による商標権及び専用使用権に対する侵害の侵害、並びに不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律2条1号の規定による不正競争行為で、報奨金は偽造商品製造業者、又は正規品価格で1億ウォン以上の偽造商品流通業者を申告した者に、最低10万ウォンから最高1000万ウォンまで支払われます。

申告件数は2006年6月現在で早くも約200件と、前年1年間の申告件数に迫っており、報奨金制度の導入効果が現れています。

私は、申告報奨金制度が実施される少し前に釜山で大規模な偽ブランド品専門の隠し店舗を訪れたことがありますが、この店舗を申告していれば数十万円の報奨金を貰えたかもしれません。

## (5) 韓国特許庁の企業型中央責任運営機関化

韓国特許庁は、今年5月から企業型中央責任運営機関に転換されました。企業型中央責任運営機関とは、既存の中央省庁に比べ、組織・人事・予算などの面でより多くの自立性と独立性を持つ一方、その代償として成果に対する責任を強く負う省庁です。

責任運営機関化を契機として、韓国特許庁は顧客を最優先とする「顧客感動経営」をスローガンに各種サービスの向上や成果主義に基づく給与体系の導入を図っています。まず、体制強化のための組織改編を行い、顧客サービス本部を新設すると共に、長官直属の革新企画チーム、成果管理チーム、人材開発チームを設置しました。成果主義も徹底し、今年の年収では若手審査官クラスで100万円近い格差が出る見通しとのことです。長官は新聞等で、「数年以内に自分より年収の多い審査官が出るかも

しれない。」と話しています。

責任運営機関への移行により韓国特許庁内のムードも様変わりしています。庁議室には、庁で実施中の各施策の進行状況が赤、青、黄色で表示されており、赤色の施策の責任者は庁議の間針の筵に座った気分になるとのことです。審査部門でも同様に厳しい雰囲気、知り合いの審査官に聞いた話では、彼の職場ではサッカーワールドカップの予選リーグで韓国が勝った翌朝ですら誰もサッカーの話しをせず、黙々と仕事をしていたということです。このような職場の雰囲気が良いか悪いかは別にして、現在の韓国特許庁のスタッフが非常に厳しい状況の中で勤務しているということがお分かりいただけると思います。

「顧客感動経営」の具体的な施策としては、各種手数料の引下げ及び納付方法の簡素化、審判の審理終結予定時期の通知、世界の主要特許紛争判例の提供、訪問による苦情解決サービスや応答期間経過間近の出願への注意喚起などを含めた顧客コールセンターの充実、英文及びパスポート型特許証の発行などが挙げられます。パスポート型特許証の発行は商談の席へ携帯できるよう配慮したもので面白いアイデアだと思います。

また、中長期計画では触れられていませんが、最近の韓国特許庁の注目すべき施策として以下のものがあります。

## (6) 審査要処理期間の大幅短縮

現大統領が選挙公約で審査処理期間短縮を掲げたことから、韓国特許庁は2006年末に特許審査FA期間10ヶ月達成を目標に審査官の大幅増員や先行技術調査の外注増などの審査処理促進策を推し進めています。特に博士号取得者を特別採用により大量採用し、審査の質と量の両方の向上を図っています。審査官は、韓国経済が不況で就職難であることなどからかなりの人気職種となっており、今年3月の採用試験では平均競争率が12.4倍、最も高い技術分野では36.6倍の競争率の狭き門となっています。

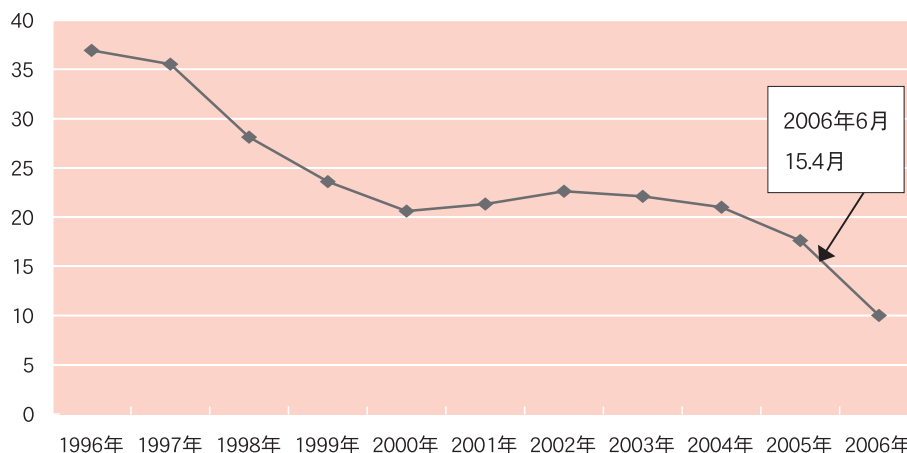
表1に年度別の特実審査官数の推移、図5に特許審査FA期間の推移を示します。今年6月現在のFA期間は15.4月で韓国特許庁によると公約達成は十分可能とのことです。審査官数はこの5年間でほぼ倍増しており教育負担などの問題が想像されますが、ベテラン審査官の頑張りにより対応しているようでFA期間短縮の真の立役者はベテラン審査官であると言えそうです。

表1 特実審査官数の推移

年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年6月
審査官数	380名	423名	522名	665名	683名

注) 審査官数は、併任者を除く実数

出所：韓国特許庁



出典：韓国特許庁

図5 特許審査FA期間の推移

## (7) 審査官の在宅勤務

審査官の大量増員によるオフィス・スペース問題を解決するため、昨年3月より数十名規模で審査官の在宅勤務を実施してきましたが、通常の審査官を上回る処理実績を挙げたことから今年3月より本格実施に移り約200名の審査官が在宅勤務をしています。在宅勤務者は、2～4日自宅で勤務し、その他の日は韓国特許庁に出勤します。

在宅勤務者の自宅にはオンライン端末が設置され、端末を通して出願書類の照会及び先行技術調査を行います。端末には指紋認証システムなどのセキュリティ対策が施されています。

在宅勤務の実施により事務スペース賃貸料の削減効果に加え、配偶者との勤務地の相違から別居せざるを得なかった職員が同居できるようになるなど副次的な効果もでています。

## 4. 韓国に駐在して思うこと

韓国に駐在して一年余りになりますが、韓国の社会の動きを見てみると、日本に比べその変化の速さに驚かされます。韓国人の特質を語る際によく「パリ（日本語で‘早く’の意）」という言葉が使われますが、例えば日本ではある目標を達成するのに幾つかのステップを設け、段階的に目標を達成していくのに対し、韓国では一挙にそれを達成しようとする傾向があるように思います。このような韓国式のやり方は成功すれば極めて短期間に目標を達成できる反面、その過程であらゆる問題が一度に噴出し、一歩対応を誤れば頓挫してしまう危険性もあるのですが、トップの強いリーダーシップと仮に失敗してもやり直せばよいという韓国人のもう一つの特質「ケンチャナヨ（‘大丈夫’、‘気にするな’の意）」精神が困難への挑戦を可能にしています。サムソン電子の驚異的な成長は、この韓国方式の最大の成功例といえると思います。

一方、韓国特許庁に目を転じてみると、金鐘甲前長官と全湘雨現長官の強いリーダーシップの下、特許庁の顧客である出願人に質の高いサービスを提供するという基本理念に沿って、組織改革に取り組み、次々に新しい施策を打ち出しています。

韓国特許庁の施策というと少し前までは日本の後追

いたものが多かったように思いますが、最近では日本特許庁より一歩進んだといえるようなものも目立ってきています。上述した特許法及び商標法の改正案もそうですし、特許審査期間短縮や在宅勤務も韓国特許庁に先を越されています。施策のプラス面とマイナス面を慎重に検討しつつ進めていく日本のやり方は決して間違っているとは思いませんが、プラス面が大きいと見ればまずやってみて、問題があれば修正していくという韓国式のやり方も時には必要なのではと思います。

特許審査については、韓国特許庁では高度な専門知識を備えた博士を採用するとともに、通常の審査業務に加え公的研究機関や関連業界の知財教育や知財戦略策定に参画させるなど知的財産の創出から活用に至るまでのトータルな能力を身に付けた審査官を育てようとしているように見受けられます。審査処理期間の短縮が達成された後の韓国特許庁の目標は、審査の質においても日本特許庁やEPOに追いつくことです。

2007年には日韓審査ハイウェイが実施される予定です。日韓の審査官がお互いの審査を評価しあう状況が生まれるわけですが、互いに切磋琢磨してより良い特許審査の実現につながることを期待しています。

## Profile

中田 誠（なかだ まこと）

JETROソウルセンター副所長

昭和63年特許庁入庁

審査第二部（現特許審査第一部）審査官、  
総務部国際課、総務部特許情報課、審判部  
審判官等を経て、平成17年7月より現職